

内閣参質一八三第三五号

平成二十五年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 平 田 健 二 殿

参議院議員藤末健三君提出尖閣諸島に対する米国の態度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出尖閣諸島に対する米国の態度に関する質問に対する答弁書

一及び二について

我が国及びアメリカ合衆国は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）第五条に基づき、我が国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が発生した場合に、自国の憲法上の規定及び手続に従って、共通の危険に対処するように行動することとなる。

同条に規定されたアメリカ合衆国による対処については、武力攻撃への対処となるため、同国軍隊による対処が念頭に置かれたものであることは明らかであり、改めて同国側に確認するまでもないと考ええる。

